播磨町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成27年3月

播磨町

頁

I はじめに	
I-1 取組の背景 ····································	1
I-2 町行動計画の策定 ····································	2
Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の考え方	
Ⅱ-1 対策の目的及び基本的な戦略	3
Ⅱ-2 対策実施にあたっての基本的な考え方	4
1. 病原性、感染力の程度に応じた対策の実施	4
2. 発生段階に応じた対応と対策の変化	5
3.新型インフルエンザ等発生時の社会への影響	7
Ⅱ-3 新型インフルエンザ等発生時の被害想定	8
Ⅱ-4 町行動計画における主要な対策	9
1. 実施体制 ····································	9
2.情報収集・提供	9
3. 予防・まん延防止	1 1
4. 予防接種 ····································	1 1
5. 医療体制	1 2
6. 住民生活及び地域経済の安定の確保	1 3
Ⅱ-5 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	1 5
Ⅱ-6 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担	1 6
Ⅲ 各段階における対策	
Ⅲ-1 未発生期	1 9
Ⅲ-2 海外発生期(地域未発生期)	2 2
Ⅲ-3 地域発生早期	2 5
Ⅲ-4 地域感染期	3 7
Ⅲ-5 小康期	4 3

I はじめに

I-1 取組の背景

新型インフルエンザは、毎年季節的に流行を繰り返してきたウイルスとは表面の抗原性が全く異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、未知の感染症である新感染症についても、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

20世紀に歴史上判明している新型インフルエンザによるパンデミックは大正7年(1918年)のスペインインフルエンザ、昭和32年(1957年)のアジアインフルエンザ、昭和43年(1968年)の香港インフルエンザである。また、平成21年(2009年)には新型インフルエンザ(A/H1N1)(現在、季節性インフルエンザとして「インフルエンザ(H1N1)2009」と呼ばれる。)が発生した。

病原性が高い新型インフルエンザや新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響を最小限にすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等を定めた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)が平成24年5月に制定された。さらに、平成25年6月には、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下「政府行動計画」という。)が作成された。

兵庫県においても、この政府行動計画を踏まえ、県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、県が実施する措置等を示すとともに、市町が市町行動計画を、指定地方公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めた「兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「県行動計画」という。)が平成25年10月に作成された。

I-2 町行動計画の策定

本町においても、特措法第8条の規定により、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえて、「感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する」及び「住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小限になるようにする」ことを主な目的として、「播磨町新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「町行動計画」という。)を策定するものである。

今回の町行動計画が対象とする感染症は、以下の感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。) を対象とする。

- ・ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。)第6条第7項に規定する「新型インフルエンザ等感染症」(以下「新型インフルエンザ」という。)
- ・ 感染症法第6条第9項に規定する「新感染症」で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

なお、新型インフルエンザ等の流行は、必ずしも完全に予測されたように展開するものでないことが想定されることから、今後、政府行動計画及び県行動計画の改定や新型インフルエンザ等に関する最新の知見等にあわせて、必要に応じて修正を加えていくものとする。

Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の考え方

Ⅱ-1 対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生 そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等 が発生すれば、我が国、そして本町への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、国民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。

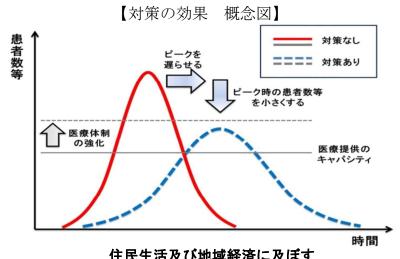
このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、国民の多くがり患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていくこととする。

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する。

- (1) 感染拡大を抑え、流行のピークを遅らせ、医療体制の強化・拡充やワクチン製造・流通のための時間を確保する。
- (2) 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして、地域医療の受け入れキャパシティを超えないようするとともに、増加する患者について、地域医療の受け入れ体制の拡充・強化を図ることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

2. 住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小限になるようにする。

- (1) 行政はもとより、住民及び事業者等が感染対策を実施することにより、感染の機会を減少させ、住民生活や地域経済の安定に寄与する事業者の欠勤者数を減らす。
- (2)各事業者の事業継続計画の作成・実施等により、住民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小限になるようにする

(出展:政府動計画)

Ⅱ-2 対策実施にあたっての基本的な考え方

1. 病原性、感染力の程度に応じた対策の実施

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく 必要がある。町行動計画においては、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念 頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況に迅速 に対応できるよう、県行動計画に合わせて、病原性(重症者の発症状況等)、感染力(発 生患者数等)の程度に応じて3つの対策レベルを用意する。

具体的な対策の実施にあたっては、特措法第18条に基づき政府の定める基本的対処方針(以下「国の基本的対処方針」という。)、県の対処方針に基づき、地域状況を考慮して、適切な対策レベルを選択することとするが、発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、対策項目ごとに具体的な対策を選択していく。

発生初期などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合に備えた対策をとることを基本とするが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、国の基本的対処方針も踏まえ、より適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行う。

また、政府が緊急事態宣言を行ったときは、特措法第4章の規定による緊急事態措置が実施されることとなる。この場合は対策レベル3の対策を実施する。

町内で感染が拡大した段階では、社会は緊張し、様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、患者数や重症者の発生状況と医療体制、社会生活の状況などを把握し、これに応じて臨機応変に対処していく。

病原性 低 高 アジアインフルエンザ スペインインフルエン 新型インフルエンザ (A/H1N1)並(2009年) 並(1957年) ザ並(1918年) Х 致命率(2.0%~) 重症化率(~0.15%) 重症化率(~0.5%~) 対策レベル1 対策レベル2 対策レベル3 感染率 ~20% 感 感染率 政府行動計画に 染 30% おける被害想定 力 対策項目 対策項目 ごとに対策 ごとに対策 感染率 レベル3を 40%~ レベル2を 選択実施 選択実施 高

【対策レベルの目安の考え方】

(出展:県行動計画)

「兵庫県新型インフルエンザ対策計画 (A/H1N1 等への対応版) (平成 21 年 10 月)」では、重症化 率 (致命率)、感染率の値によって対策レベルを分けていた。しかし、重症化率 (致命率)、感染率は新型インフルエンザ発生時には不明な場合が多いことから、実際の判断にあたっては、病原性 (重症 者の発生状況等)及び感染力(発生患者数等)に応じて、有識者の意見も活用し、対策レベルを随時 判断する。

2. 発生段階に応じた対応と対策の変化

新型インフルエンザ等対策は、感染の広がりに応じて採るべき対応が異なる。このた め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ想定し た状況に応じた段階を設け、各段階での対応方針を定める。

町行動計画では、県行動計画に基づき、①新型インフルエンザ等が発生する前(未発 生期)、②海外での発生(海外発生期)あるいは国内で発生しているが県内又は隣接府 県¹では未発生(地域未発生期)、③町内又は二次保健医療圏域²において発生(地域発 生早期)、④まん延(地域感染期)、⑤小康状態(小康期)の5つの発生段階に分類して いる。

^{1「}隣接府県」

京都府、大阪府、鳥取県、岡山県、徳島県 ²「二次保健医療圏域」

入院医療を提供する体制の確保を図るため、一般病院及び療養病棟の整備を図るべき地域単位として県が区分する 区域。(本町は、東播磨圏域に属する。構成市町は、明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町。)

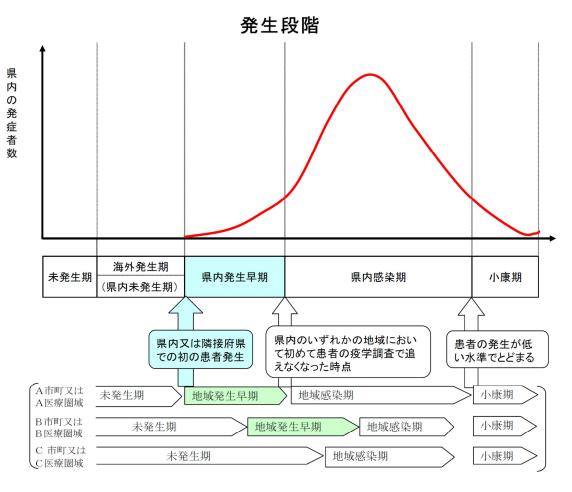
なお、国における発生段階の移行については、海外や国内での発生状況を踏まえて、 政府対策本部が決定する。県対策本部は、国内各地域や県内の発生状況を勘案し、必要 に応じて国と協議したうえで発生段階の決定とその移行を判断する。

発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があること、必ずしも順を追って移行するとは限らないこと、また、県内の地域によっては発生段階に違いが生じることがあることを念頭において、県は二次保健医療圏域単位で発生段階を決定していくことが必要であるとしており、本町は県の決定を踏まえ、県や関係機関と連携しながら対策を実施する。

これまで発生したインフルエンザの経験から、潜伏期間中や不顕性感染の者が感染を拡大させる大きな要因となりうることもある。したがって、新型インフルエンザ等の感染拡大を完全に防ぎ止めることは困難であり、感染を知り得た時点では、一定程度感染が拡大していることも考えられることに留意しなければならない。さらに、緊急事態宣言が行われた場合には、対策の内容を変更する必要があることに留意する。

【発生段階】

町の状態	県の状態	国の状態
	(未発生期) インフルエンザ等が発生していない (海外発生期) で新型インフルエンザ等が発生した (県内未発生期) 県内又は隣接府県で新型インフ ルエンザ等の患者が発生してい	
いない状態 (地域発生早期) 町内又は二次保健医療圏域で新型インフルエンザ等が発生して	ない状態 (県内発生早期) 県内又は隣接府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	生しているが、全ての患者の接 触歴を疫学調査で追える状態
全インフルエンリ等が発生しているが、全ての患者の接触歴を 疫学調査で追える状態 (地域感染期) 町内又は二次保健医療圏域で新 型インフルエンザ等の患者の接 触歴が疫学調査で追えなくなっ た状態	(県内感染期) 県内で新型インフルエンザ等の 患者の接触歴が疫学調査で追え なくなった状態	(国内感染期) 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
新型インフルエンザ等	(小康期) の患者の発生が減少し、低い水準	でとどまっている状態



(出展:県行動計画)

3. 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、政府行動 計画では次のような影響が一つの例として想定されている。

- (1) 国民の25%が、流行期間(約8週間)に最盛期を作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤する。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し(免疫を得て)、職場に復帰する。
- (2) ピーク時(約2週間)に従業員が発症して欠勤する場合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、家族の世話、看護等(学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる)のため、自らはり患していなくても出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時(約2週間)には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

Ⅱ-3 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因(出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等)や宿主側の要因(人の免疫の状態等)、感染経路の要因(飛沫感染、接触感染等)、社会環境など多くの要素に左右される。病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得るため、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

国は、政府行動計画の作成にあたって、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として、患者数等の流行規模に関する想定を行っている。

本町の被害想定は、政府行動計画、県行動計画を基に試算したものである。

【政府行動計画、県行動計画における被害想定及び本町の被害想定】

	全	国	兵區		播風	善町
			全人口の 25%	がり患する。		
り 患 者 数	3, 195	万人	140	万人	8, 50	00人
医療機関を受	約 1,300 万人	~	約 56 万人~		約3,400人~	
診する患者数		約 2,500 万人		約 108 万人		約 6,500 人
致命率の程度	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
入院患者数	~ 約 53 万人	~ 約 200 万人	~ 約2.3万人	~ 約8.8万人	~ 約 140 人	~ 約 530 人
1日最大入院 患 者 数	10.1万人	39.9 万人	0.4万人	1.7万人	20 人	100人
死 亡 者 数	~ 約17万人	~ 約 64 万人	~ 約 0.7 万人	~ 約2.8万人	~ 約 40 人	~ 約170人

※本想定は、ワクチン、抗インフルエンザウイルス剤の効果や現在の医療体制等を一切考慮していない。

Ⅱ-4 町行動計画における主要な対策

町行動計画では、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する」及び「住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小限になるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「1. 実施体制」、「2. 情報収集・提供」、「3. 予防・まん延防止」、「4. 予防接種」、「5. 医療体制」、「6. 住民生活及び地域経済の安定の確保」の主要6項目を設け、各項目の対策について以下に示す。

1. 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合は、国家の危機的事案であり、町としても、全庁体制で対応するとともに、国、県、他市町、事業者と相互に連携を図り、一体となった取組を行う。

町は、新型インフルエンザ等が発生する前の段階では、関係部署等が連携・協力して 新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するための方針を検討し、発生時に即応でき るよう事前の準備を整える。

新型インフルエンザ等が疑われる事象が国内で発生した場合には、播磨町新型インフルエンザ対策連絡会議設置要綱(平成22年3月29日要綱第11号)に基づき、各統括等で構成する庁内連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置して、庁内での情報共有や対策の準備を行う。

国内で新型インフルエンザ等が発生し、国が緊急事態宣言を行った場合は、特措法及 び播磨町新型インフルエンザ等対策本部条例(平成 25 年 3 月 7 日条例第 2 号)に基づ き、町長を本部長とする「播磨町新型インフルエンザ等対策本部」(以下「町対策本部」 という。)を直ちに設置し、県対策本部が定める対策レベルに応じて対策を実施する。

【町対策本部の構成】

町における新型インフルエンザ等対策の実施機関として町対策本部を設置する。

本部長:町長

副本部長:副町長、教育長

本 部 員:理事、会計管理者、企画グループ統括、総務グループ統括

教育総務グループ統括、すこやか環境グループ統括、福祉グループ統括

危機管理グループ統括

2. 情報収集・提供

(1) 情報収集と提供の目的と手段

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市町、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をと

るため、対策の全ての段階、分野において、国、県、市町、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけではなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握まで含むことに留意する。

住民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障がい者などの情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

(2) 住民への情報提供

ア 発生前における情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、国、県及び市町は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを住民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に住民に正しく行動してもらう上で必要である。

特に学校や幼稚園・保育園は、集団感染が発生すると、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、各担当グループが連携して、平時から感染症予防や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

イ 発生時における情報提供及び共有

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス(科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等)や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

住民への情報提供に当たっては、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を強く発信する必要がある。

新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること(感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと)、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

また、県からの要請によって相談窓口を設置した際には、必要に応じて生活相談などの多様な内容に対応する。

ウ 情報提供体制

情報提供に当たっては、正確な情報を一元的に発信することが必要である。 このため、情報提供の一元化を図るとともに、流行状況に応じて、県内及び国内 外の発生状況や対策の実施等について、定期的に情報提供を行う。

3. 予防・まん延防止

(1) 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等の予防・まん延防止の目的は、①流行のピークをできるだけ遅らせることで、対策実施のための体制整備を図るための時間を確保すること、②流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることの2点である。

まん延防止対策は、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に 影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、病原 性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、具体的な対策の実施、縮小・ 中止を行う。

(2) 主なまん延防止策

個人における対策については、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

地域対策・職場対策については、国内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

4. 予防接種

(1) 予防接種の目的等

予防接種の目的は、個人の発症や重症化を防ぐことで、患者数や重症者数を抑え、 医療体制が十分に機能できるようにすることにある。あわせて健康被害による社会・ 経済活動への影響を最小限にとどめることにある。

新型インフルエンザのワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。なお、新型インフルエンザ以外の新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

予防接種は、対策を実施する要員に対して行う「特定接種」と一般住民に対して実施する「住民接種」に区分されている。

(2) 特定接種

ア 特定接種の考え方

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種である。

特定接種の対象となる登録事業者等の範囲や総数、接種順位等は、政府行動計画 に示されているが、状況に応じて、政府対策本部において総合的に判断され決定す ることとしている。

イ 町職員への接種

町は、国の基本的対処方針に基づき、接種対象職員に速やかに特定接種を実施する必要がある。このため、対策にあたる職員の職務内容を精査し、発生時に速やかに特定接種を実施できるよう、接種対象者、接種順位等をあらかじめ別に定める。特定接種の対象となる町職員については、町が対象者を把握し、厚生労働省に人数を報告する。

町職員への接種については、原則として集団的接種により実施することから、町は、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種医師の確保、接種場所など接種体制の構築を図る。

(3) 住民接種

政府対策本部は、緊急事態宣言が発せられれば、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定(臨時の予防接種)による予防接種の対象者及び期間等を定めて、町の住民に対する予防接種を指示することができる。

住民接種の基本的な考え方は、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を 踏まえて、政府対策本部が決定する。

住民接種については、町が実施主体となり、原則として、町内に居住する者を対象に集団的接種により接種を実施することとなる。このため、町は、国及び県の協力を得ながら、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

なお、緊急事態宣言が行われていない場合であっても、厚生労働大臣の指示により 予防接種法第6条第3項の規定に基づく接種(新臨時接種)が行われることがある。 この場合においても、原則として特措法の定める住民接種と同様の体制で実施する。

5. 医療体制

(1) 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生すれば、広範かつ急速にまん延し、住民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

(2) 医療体制の整備への協力

県は、二次保健医療圏域(東播磨圏域)を単位とし、加古川健康福祉事務所を中心として、医師会、薬剤師会、中核的医療機関を含む医療機関、薬局、近隣市町、消防等の地域の関係者と密接に連携を図りながら医療体制の整備を推進するので、町はこれに協力する。

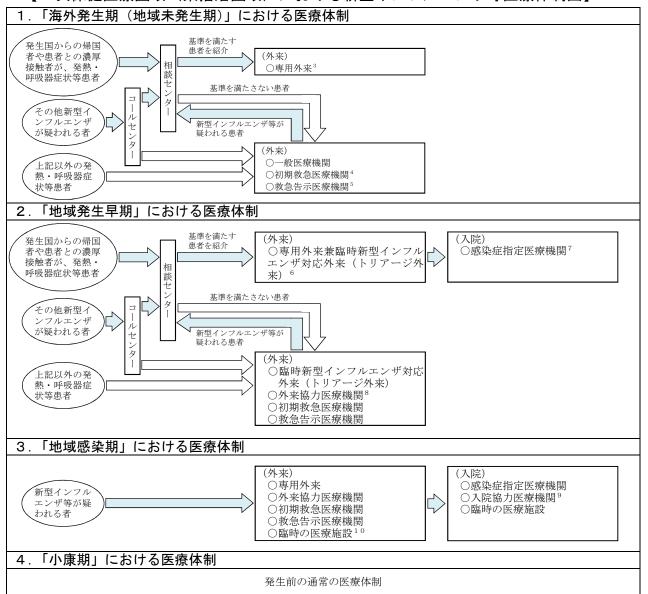
※ 次頁に【二次保健医療圏域(東播磨圏域)における新型インフルエンザ等医療体制図】 を示す。

6. 住民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等は、多くの住民がり患し、各地域での流行が8週間程度続くと 予想されている。このことにより、住民生活及び地域経済の大幅な縮小と停滞を招くお それがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、住民生活及び地域経済への影響を最小限にできるよう、国、県、町、医療機関、指定(地方)公共機関及び登録事業者は、特措法に基づき事前に事業継続計画の作成や物資の備蓄などの十分な準備を行う。また、一般の事業者においても積極的に事前の準備を行うことが重要である。

【二次保健医療圏域(東播磨圏域)における新型インフルエンザ等医療体制図】



3 「専用外来」

発生国からの帰国者、新型インフルエンザ等患者の濃厚接触者など新型インフルエンザ等が疑われる患者の外来診療を行う医療機関。

4 「初期救急医療機関」

入院・手術等の必要がない軽症な救急患者に対する医療機関。(休日夜間急患センター等)

5 「救急告示医療機関」

病院・診療所からの申し出により、施設・受け入れ体制が整ったものとして認定し、告示した医療機関。

6 「臨時新型インフルエンザ対応外来(トリアージ外来)」

専用外来に併設し、市町・関係団体の支援を受けてトリアージ(予防投薬を含む)を実施する医療機関。

7 「感染症指定医療機関」

感染症法に規定される特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関。

8 「外来協力医療機関」

地域感染期において、新型インフルエンザ等患者の外来診療を行う医療機関。(通常、季節性インフルエンザを診 ている一般医療機関が順次移行)

⁹ 「入院協力医療機関」

地域感染期において、新型インフルエンザ等患者の外来診療・入院受け入れを行う医療機関。

□ 「臨時の医療施設」

地域の医療施設が不足している場合に、医師会、市町、医療関係団体の協力を得て、公共施設や仮設テント等を活用して県が設置する医療施設。

Ⅱ-5 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

国、県、市町又は指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1. 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重する。特措法には、 医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送、特定物資の売渡しの要請等、住民の権利と自由に制限を加える条項が盛り込まれている。これらの実施にあたっては、憲法が保障する基本的人権を阻害することのないよう必要最小限の範囲で行わなければならない。

なお、住民に対し、法令の根拠と新型インフルエンザ等への対策としてやむを得ない 措置であることを前提として、十分説明し理解を得る必要がある。

2. 危機管理としての特措法の性格

特措法は、高い致死率、強い感染力を持った新型インフルエンザ等の発生に備えるという、最悪の事態を想定した危機管理制度を法制化したものである。

危機管理の原則として、事態が明らかになっていない時期においては最も強力な措置を採ることが必要であるが、状況が把握でき、事態の程度がそれほど深刻でないことが明らかになった場合には、それに応じた措置へと柔軟に変更させていくことが必要となる。

新型インフルエンザ等対策においても、この原則に則り、病原性や感染力の高低に応じてどのような措置を講じることが妥当なのか、十分検討する必要がある。

3. 関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部、県対策本部、町対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

また、町対策本部長は、新型インフルエンザ等対策に関して、必要に応じ県対策本部長へ総合調整を行うよう要請する。

4. 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した場合には、町対策本部における新型インフルエンザ 等対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

Ⅱ-6 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

1. 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援するため、国全体として万全の態勢を整備する責務を有している。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な協力を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

2. 県の役割

県は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、知事を本部長とする県対策本部を設置し、国の基本的対策方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確に判断し、市町の対策への支援などを含めて対応する。

3. 町の役割

町は、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等 発生時の要援護者への支援に関し、国の基本的対処方針及び県の要請等に基づき、的確 に対策を実施する。対策の実施にあたっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。

4. 医療機関の役割

医療機関は、新型インフルエンザ等に係る地域医療を提供し、住民の健康被害を最小限にとどめるために不可欠な存在である。このため、新型インフルエンザ等の発生前から、患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保、患者の診察体制等について診療継続計画を作成するとともに、地域における医療連携体制の整備に参画する。

発生時には、診療継続計画に基づき、地域の医療機関と連携して発生状況に応じて、 患者の診察にあたるとともに必要な医療を提供する。

5. 指定(地方)公共機関の役割

指定(地方)公共機関は、特措法に基づき、あらかじめ事業計画を作成し、必要な資 器材等を整備するとともに発生時には特措法、業務計画、政府や県の対策本部長等の要 請に基づき必要な措置を講じる。

6. 登録事業者の役割

特措法第 28 条に規定する登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において住 民生活及び地域経済の安定に寄与するという観点から、その従事者は特定接種の対象と されている。このため、あらかじめ事業継続計画を作成するなど事業継続について準備 を行い、発生時には、これに基づいて事業を継続する。

7. 一般の事業者の役割

一般の事業者については、従業員及び顧客や取引先等への感染防止に努める役割を有する。このため、事業所や店舗において感染対策の徹底が求められる。

また、対策レベルの高い新型インフルエンザ等が発生したときは、特に不特定多数の 人々が集合する場などにおける事業などの一部事業について、自粛・縮小等を含め、ま ん延防止対策の実施が求められる。

8. 住民の役割

住民については、自らの感染予防と、自らが感染源になることの抑止に努める必要がある。このため、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得ておく。また、食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

発生時には、季節性インフルエンザ対策として行っている咳エチケット・マスク着用・手洗い・うがい等の感染対策を実践するよう努める。また、発生状況や予防接種などの対策の実施についての情報を得るように努める。

		新型インフルエンザ等対策に係る国・	県・町等の主な役割	
		新型インフルエンザ	ルエンザ等対策に係る主な役割	
	発生前	(未発生期)	整生後 (海外発生	(海外発生期から小康期まで)
田	①サーベイランスの収集・分析 ②発生に備えた体制整備 ・対策本部等の実施体制整備 ・政府行動計画、ガイドライン等の作 成、公表 ・特特法の選用 ・場特法の選用 ・個アクチン製造・備蓄及び接種時期・順位等の検討	⑤抗インフルエンザウイルス薬、医療 資機材の備蓄 ⑥通常の検疫体制 ⑦訓練の実施 ⑧国民への普及啓発 ⑧調査及び研究に係る国際協力 ⑩登録業者の指定	①サーベイランスの強化 ②相談窓口の設置 ③国際的調査研究・連携 ④検疫強化 (特定検疫所・飛行場の設 定、停留施設の使用要請) ⑤フクテン製造及び接種指針作成 ⑥抗インフルエンザウイルス薬の流通 調整・投与方針決定	⑧基本的対処方針の決定、公示、周知 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
厳	①サーベイランスの収集・分析 ②発生に備えた体制整備 ・対策本部等の実施体制整備 ・県行動計画の作政 ・医療、検査体制整備(病床、医療資 器材の把握 ・必要が的握具の備蓄 ・医療資器材の国への要請 ・医療資器材の国への要請	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	①情報収集・提供 ②相談窓口の設置 ③サーベイランスの強化 ⑤帰国者等の健康監視 ⑤新型インフルエンザ確認検査、調査 ⑥対策本部設置 ⑦入院・外来医療機関等医療体制の確 保(臨時医療施設)	 ⑧抗インフルエンザウイルス薬の流通 調整 ⑨特定接種の実施 ⑩社会活動制限の実施(外出自粛・使 用制限協力要請) ⑪市町との情報共有 ⑫新型インフルエンザワクチンの流通 監視 ⑬市町、指定地方公共機関の対策支援 ⑬市町、指定地方公共機関の対策支援
臣	①情報収集・提供 ②発生に備えた体制整備 ・対策本部の実施体制整備 ・行動計画の作成 ③食料品、生活必需品等の提供体制の 確保 ・砂要な防護具等の備蓄 ・砂要な防護具等の備蓄	⑥特定接種及び住民接種実施体制整備⑦社会的弱者への支援体制整備(住民の生活支援)⑧訓練の実施⑨町民への普及啓発	①情報収集・提供 ②相談窓口の設置 ③具実施疫学調査等への協力 ④対策本部設置 ⑤初期教急等一次的医療及び在宅患者 等への支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	⑥埋火葬の円滑実施⑤県と調整し社会活動制限の地域制限 実施への協力⑥社会活動制限時の生活支援、県への 意見具申⑤県との情報共有
指定(地方) 公共機関	①業務計画の作成 ②訓練への協力・実施		①感染防止策の実施 ②計画に基づく社会機能維持	③特定接種の実施(特定事業者である 指定(地方)公共機関に限る)
医療機関	①診療継続計画の作成 ②院内感染対策の実施 ③訓練への協力・実施	④資機材等個人防護具の備蓄	①診療の継続 ②特定接種の実施(登録事業者である医 療機関に限る)	③特定接種及び住民接種への協力 ④知事の要請等に対する協力
登録事業者	①事業継続計画等の作成 ②従業員への感染防止策実施等の準備	③登録事業者への登録及び特定接種対 象者の検討	①特定接種の実施 ②業務の継続	
一般事業者	①事業継続計画等の作成②従業員への感染防止策の実施等の準備		①感染防止策の実施 ②不要不急の事業縮小	・不特定多数の者が集まる事業を行う 場合は事業の自粛

Ⅲ 各段階における対策

Ⅲ-1 未発生期

〇 未発生期

【新型インフルエンザ等の状態】

- (1) 新型インフルエンザ等の発生が確認されていない状態
- (2) 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的 に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

【対策の目的】

- (1) 発生に備えて体制の整備を行う。
- (2) 国際的な連携の下に発生の早期確認に努める。

【対策の考え方】

- (1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、町行動計画を踏まえ、県、他市町、関係機関等との連携を図り、発生時の対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- (2)発生時の対策等に関し、住民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

	対策等
実	1. 町行動計画等の策定 特措法の規定に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画の策定を行い、必要に応じて見直す。
実施体制	2. 体制の整備及び連携強化 (1) 町における取り組み体制を整備・強化するために、初動対応体制の確立や発生時に備えた関係各部署における体制の整備を図る。 (2) 県、他市町等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。
	1. 情報収集 新型インフルエンザ等に関する情報を収集・確認する。また、関係各部署で情報共有 体制を整備する。
情報収集・提供	2. 情報提供 (1) 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種 広報媒体を利用し、継続的に分かりやすく情報提供を行う。 特に新型インフルエンザ等対策は国家の危機管理として行うため、公衆衛生上の問題が生じた施設の使用制限や営業の自粛を要請することがありうることなど、活動の自由を制約するような対策を実施することがありうることについて、あらかじめ理解を得るよう情報発信に努める。 (2) 新型インフルエンザ等発生時に備え、ホームページ、広報紙等を活用し、住民に向けてインフルエンザ流行期の咳エチケットや手洗い、うがいの励行、有症状時の外出自粛と治療専念、食料や日用品、マスク等の備蓄など、自らの感染予防と自らが感染源とならないようにするための対策について普及啓発を行う。
	3. 相談窓口の体制構築 県の要請に基づき、相談窓口を設置し、疾患に関する相談のみならず生活相談など住 民の生活に密着した内容に対応できるよう体制を確保する。

	対 策 等
予	1. 個人における対策の普及 県、町、学校及び事業者は、咳エチケット・マスク着用・手洗い・うがい、人混みを 避ける等の基本的な感染対策について理解促進を図る。
゚防・まん延防止	2. 社会活動制限の準備 新型インフルエンザ等が県内で発生した場合に備えて、県が実施する次のような社会活動制限について、必要に応じて関係機関に周知する。 (1) 幼稚園、小・中・高等学校(以下「学校等」という。)における、臨時休業の判断や臨時休業中の対応(児童、生徒等の実質的な自宅待機等の確保) (2) 保育所・福祉関係事業所に対し、臨時休業の判断や代替措置等についての対応 (3) 集客施設における、職場も含めた感染防止の措置の徹底 (4) 大規模集会やイベント等不特定多数の集まる活動を主催する事業者に対する、感染対策の徹底や発生時の開催自粛等についての要請
予防接種	1. 予防接種体制の構築 県及び医師会等関係機関と連携し、特措法で定める特定接種及び住民接種についての体制を整備する。 (1) 特定接種 ア 特定接種の対象となる登録事業者の登録について、国が定める、特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等を示す登録実施要領等に基づき、事業者への周知を行うなど必要な協力を行う。 イ 国が事業者の登録申請を受付け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録することに協力する。 ウ 地方公務員に係る特定接種について、職員における接種対象者、接種方法をあらかじめ定めるとともに、産業医や医師会等の協力を得て接種体制等を整備する。 (2) 住民接種 町内に居住する者に速やかに住民接種が行えるよう、医師会の協力を得て、接種実施人員の配置や接種会場の設置確保など接種体制を構築する。
医療体制	1. 感染防止のための個人防護具等の整備 新型インフルエンザ等発生時の住民支援のために必要な個人防護具(マスク、防護服、 消毒薬等)の在庫状況を把握し、備蓄に努める。 2. 研修、訓練等 (1) 新型インフルエンザ等対策について医療関係者や対策に従事する関係機関職員な どを対象に研修会等を開催し、十分な知識や最新情報の提供に努める。 (2) 県が実施する新型インフルエンザ等発生を想定した図上訓練、実動訓練等に協力を する。
住民生活及び地域経済の安定の確保	1. 業務計画等の作成 水道事業者である町は、新型インフルエンザ等発生時に水を安定的かつ適切に供給できるよう、新型インフルエンザ等対策の内容、実施方法、実施体制、関係機関との連携等に関する事項を定めた業務計画等を作成する。 2. 事業継続計画等の作成推進 (1) 県及び町は、事業者に対して、職場における感染対策及び対策に必要な資材等の備蓄並びに事業を維持するための体制等について、事業継続計画を作成する等、十分な事前準備を要請する。 (2) 県及び町は、電気・ガス・水道の供給、電話サービス、運輸、食品流通等の住民生活の維持に欠くことのできない事業者に対して、事業継続計画を作成するとともに、その実施にあたり経験者やOBの活用も含め、業務運営体制の検討が確実に維持できるよう要請する。 (3) 県及び町は、社会機能維持、企業活動自粛等社会全体で取り組む対策について、県民局単位で連携し、具体的な推進方策等を検討する。

3. 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援、搬送、死亡時の対応等について、県と連携して要援護者を把握するとともにその具体的手続きを決めておく。

4. 火葬能力等の把握

国及び県と連携し、火葬場の能力及び一時的に遺体を安置できる施設についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

5. 物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、または施設及び設備を整備する。

Ⅲ-2 海外発生期(地域未発生期)

〇 海外発生期(地域未発生期)

【新型インフルエンザ等の状態】

- (1) 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- (2) 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内 又は隣接府県で患者が発生していない状態、あるいは、県内又は隣接府県で患者が発 生しているが、町内又は二次保健医療圏域で患者が発生していない状態

【対策の目的】

- (1) 新型インフルエンザ等の国内及び県内の侵入状況を注視しつつ、町内発生の遅延と 早期発見に努める。
- (2) 町内発生に備えて体制の構築を行う。

4. 相談窓口の設置

アル等を活用する。

【対策の考え方】

- (1) 対策の判断に役立てるため、海外又は国内の発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- (2) 県内発生した場合には、県内の情報収集体制を強化する。
- (3) 町内発生に備え、町内発生した場合の対策について的確な情報収集・情報提供を行い、関係機関並びに住民に準備を促す。

対策等 必要に応じて、播磨町新型インフルエンザ対策連絡会議設置要綱に基づく連絡会議を 設置する。また、国の基本対処方針及び県の対処方針を踏まえ、各部署の対応を協議し 体実 制施 必要な対策を講じる。 1. 情報収集 新型インフルエンザ等に関する情報を引き続き収集・確認する。 2. 情報提供 (1) 新型インフルエンザ等発生時のメディア等への情報提供を一元化する。 (2) この発生段階から、住民に正確な知識を持ってもらい、冷静に行動してもらうこ とが肝要になる。このため、海外での発生状況、現在の対策、県・町内で発生した 場合に必要となる対策等について、町のホームページ等の複数の媒体・機関を活用 し、より強い情報の発信を行う。 報 また、情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障がい者等の情報弱者 収 に対しても、受取手に応じた情報提供手段を講じる。 集 3. 相談センター・コールセンターの周知 提 県が設置する相談センター及びコールセンターについて住民に周知する。 供 有症帰国者については、相談センターへ連絡するように、また、それ以外で新型イ ンフルエンザ等を疑う症状を呈した場合は、コールセンターに相談してから医療機関 に受診するように広報する。

県からの要請により、生活相談など多様な相談内容にも対応できるような相談窓口を設置する。相談にあたっては国及び県が作成するインフルエンザ等に関するマニュ

予防・まん延防止

予防接

対 策 等

1. 個人における対策の普及

県、町、学校及び事業者は、咳エチケット、マスク着用、手洗い、うがいの励行など の感染防止措置を呼びかける。

2. 社会活動制限の準備の要請

県は、新型インフルエンザ等が県内で発生した場合に備えて、関係機関に対して対策 レベルに応じた対応を事前に要請する。

特に重症化率の高い新型インフルエンザ等が県内で発生した場合に備えて、次の事項について、あらかじめ対応しておくよう要請するので、町は、県からの要請に協力する。

- (1) 学校等及び保育所・福祉関係事業所(通所・短期入所事業所)に対する、次の感染防止措置の呼びかけ
 - ア 手指の消毒設備の設置
 - イ 咳エチケット・マスク着用・手洗い・うがいの励行
 - ウ 高熱のある児童・生徒、利用者、職員等の登校、通園、出勤等の自粛
 - エ 同居家族で新型インフルエンザ等の患者が発生した場合の登校、通園、出勤等の 自粛
- (2) 集客施設やイベント開催事業者に対する、次の感染防止措置の呼びかけ
 - ア 手指の消毒設備の設置
 - イ 従業員や利用客の咳エチケット、マスク着用、手洗い、うがいの励行
 - ウ 高熱のある利用者の利用自粛
 - エ 高熱のある従業員の自宅待機
 - オ 同居家族で新型インフルエンザ等患者が発生した利用者の利用自粛及び従業員 の自宅待機
 - カ 発生時の施設の休業や、イベントの中止又は延期の検討
- (3) 育児・看護のために休まざるを得なくなった従業員の休暇取得についての事業者への特別な配慮の要請
- (4) 市町に対して、対策レベル3の状況等においてやむなく保育を行う場合を想定して、保育所を支援するシステムの検討

県が対策レベル3の対策をとった場合は、県によって次の社会活動制限の要請が行われることがあることを事前に周知しておく。

- ① 住民に対する不要不急の外出の自粛要請
- ② 施設管理者に対する施設の使用制限
- ③ 事業者等に対する集会・イベント等の中止又は延期の要請等

1. 予防接種の支援

(1) 特定接種

医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するために行われる予防接種の実施を国が決定した場合には、町は、国が実施する登録事業者の接種対象者への特定接種が円滑に行われるよう協力するとともに、対象となる職員への特定接種を行い、速やかに接種を終了させる。

ア 国が定める優先接種順位の徹底に協力する。

- イ 集団的接種による実施を視野に入れてワクチン接種可能な医療機関を確保する とともにワクチンの円滑な流通に向けて、医師会や薬剤師会等との関係機関と協議 し、円滑なワクチン接種の実施体制を確保する。
- ウ ワクチン接種の開始に伴い、国が実施する接種実施モニタリング及び予防接種法 に基づく副反応報告について医師会等関係機関と連携して必要な協力を行う。
- エ 対象となる職員に対して、本人の同意を得て特定接種を行う。

(2) 住民接種

- ア 国が特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項 に基づく臨時予防接種の準備を開始した場合は、町は国と連携して、接種体制の準 備を行う。
- す前に整備した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。
- ウ 予防接種を行うため必要があるときは、県に対し、医療従事者の確保と予防接種 への協力の要請等を行う。
- 工 住民接種の優先接種順位、接種会場、接種日程などを住民に広報するとともに、予防接種に対する相談に対応する。

1. 関係事業者等への準備の要請

県は、市町等の公共機関や、県民生活及び県民経済の安定に不可欠の事業者、不特定多数の県民を特定の場所等に受け入れる等、感染を拡大させることにつながる可能性のある事業を行う者に対し、次のとおり要請する。

- ① 従業員の健康状態を十分把握し、異状を呈する従業員がある場合には自宅待機等の措置を行うこと
- ② 家族の看護等のために休まざるを得ない従業員に、休暇取得等の配慮を行うこと
- ③ 従業員や利用者を含め、咳エチケットの徹底・マスクの着用・手洗い・うがいの徹底、人と人との不用意な接触の防止等の感染防止措置をとること

また県は、関係事業者等に対し、次のとおり要請する。

- ① 大規模集会、興行等不特定多数が集合する事業を主催する者に対して、開催の延期、自粛等ができないか検討すること
- ② 指定(地方)公共機関及び登録事業者に対して、業務計画及び事業継続計画に基づく事業の継続について十分に準備すること
- ③ 病院等の医療機関、高齢者施設等の福祉施設に対して、感染防止措置のより一層 の強化と徹底、基礎疾患を有する入院・入所者等へのケアの徹底、集団感染が発生 したときの医療の確保について検討すること
- ④ 町に対して、事業者の業務継続の必要性から出勤せざるを得ない従業員等の保育ニーズに対応するため、保育施設が休業となった際でも、必要最小限の乳幼児を受け入れる体制を構築すること

町は、県からの上記要請事項が実施されるよう協力する。

2. 要援護者対策

新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者等に連絡する。

3. 遺体の火葬・安置

国からの要請に応じ、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、 一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

Ⅲ-3 地域発生早期

〇地域発生早期

【新型インフルエンザ等の状態】

町内又は二次保健医療圏域で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての 患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

【対策の目的】

- (1) 町内での感染拡大をできる限り抑える。
- (2) 感染拡大に備えた体制の構築を行う。

【対策の考え方】

- (1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるための対策を実施するとともに、住民に対し感染対策の積極的な情報提供と実施を促す。
- (2) 地域感染期への移行に備えて、住民生活及び地域経済の安定の確保のための準備を 急ぐ。
- (3) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整い次第速やかに実施する。

対 策 等

連絡会議又は町対策本部は、国の基本対処方針及び県の対処方針の変更内容及び本町や近隣市町での発生状況を踏まえ、必要に応じて対策を見直す。

実施体制

<国が緊急事態宣言を行った場合>

特措法第 34 条と播磨町新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、直ちに 町対策本部を設置する。

1. 情報収集

新型インフルエンザ等に関する情報を引き続き収集・確認する。

2. 情報提供

(1) 住民への情報提供

住民への情報提供にあたっては、感染者や患者等に対する誹謗・中傷等を防止するため、感染リスクや必要かつ適切な感染防止の措置を具体的に周知し、住民が過剰な行動に至らないよう最大限努める。

ア インターネット等を活用した情報提供

患者の発生状況、記者発表内容、記者会見概要等の情報を町ホームページや電子メール等を活用することにより、迅速かつ適切な情報発信に努める。

イ 危機管理対応への理解促進

初期の段階において、新型インフルエンザ等の病原性や感染力に関する情報が明確でない場合には、危機管理の視点から不要不急の外出自粛要請等の社会活動制限が、県から要請されることについて、住民、事業者等の理解を得るよう情報提供に努める。

ウ 感染症の正しい理解等

新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベル での感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を

報

収集

提

情報収集・提供

周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

(2) 情報共有

国、県や関係機関等とのインターネット等の活用によるリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。

3. 相談窓口の充実

県が、状況の変化に応じ、作成・配布するマニュアル等を活用し、相談窓口体制の充実・強化を行う。

共通事項

町行動計画では、病原性や感染力の程度に応じて3つの対策レベルで構成しているが、 次の対策は対策レベルの如何に関わらず実施する。

1. 個人における対策の普及

住民に対し、咳エチケット、マスク着用、手洗い、うがい、人ごみを避ける等の基本的な感染対策等をより強力に勧奨する。

※ 患者及び濃厚接触者の外出自粛期間等の目安

患者及び濃厚接触者の外出自粛期間については、発生当初は国が過去の新型インフルエンザに関する知見を踏まえて基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて目安を示すとともに、その後に得られた知見等を基にして、必要に応じて変更するとされていることから、現時点で想定しうる目安を以下に示す。

1. 患者の自宅待機期間の目安

- (1) 患者の自宅待機期間の目安は、「適切な服薬等の治療のもと、発症した日の翌日から7日を経過するまで、または解熱した日の翌々日までのいずれか長い方」とする。
- (2) 自宅待機期間は、対策の効果と社会経済への影響のバランスを考慮し、多くの患者の感染力が消失するまでの期間を目安とする。ただし、病原性が高いと想定される場合にはより慎重に設定する。
- (3) 医学的ハイリスク者に接する可能性がある者の自宅待機期間については、 さらに慎重に設定する。
- 2. 濃厚接触者の自宅待機期間の目安
 - (1) 自宅待機期間の目安は、「患者が発症した日の翌日から7日を経過するまで」とする。待機期間内に新型インフルエンザ等が疑われる症状等が出現した場合の受診の方法等を周知しておく。
 - (2) 患者数が増大するにつれて、濃厚接触者の自宅待機を厳格に求めることは、住民生活及び地域経済の安定の確保に悪影響を及ぼす度合いが高まることから、状況に応じ、自宅待機の期間を緩和する。

対策レベルごとの事項

県は、対策レベルに応じて様々な要請や対策を行う。 町は、それらに協力するとともに、町における対策を実施する。

●対策レベル1

1. 地域対策・職場対策の周知

- (1) 県は、事業者に対し、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請するなど職場における感染対策の徹底を要請する。
- (2) 県は、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の具体的な取り組み例を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- (3) 県は、公共交通機関等に対し、当該感染症の症状のある者の乗車自粛や、マスク着用等咳エチケットの徹底の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。

(4) 県は、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

2. 社会活動制限等

県は、海外発生期(県内未発生期)における対策に加え、新たに以下の対策を実施する。なお、国が緊急事態宣言を行った場合は、直ちに対策レベル3の対策に切り替える。

(1) 学校等の臨時休業

ア 施設ごとの臨時休業の判断

学校等で患者が多く発生した場合には、その設置者等は、県、町、教育委員会等と協議して定めた基準を踏まえ、学校医、加古川健康福祉事務所等と相談のうえ、学校安全衛生法に基づく臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖、休校)を判断する。

イ 臨時休業の実効性確保

臨時休業を行った全ての学校等は、児童・生徒等に対して臨時休業の趣旨を周知し、極力外出を控えることと併せて、臨時休業中の授業等の履修上の扱いや家庭と学校との連絡方法、家庭での過ごし方について混乱の生じないよう十分な確認と指導を行う。

ウ 部活動、対外交流の自粛

学校等は、部活動や対外試合、全学交流事業により感染拡大しないよう、十分な配慮を行う。これらの中止・延期についても、状況を踏まえて適切に判断する。

エ 家庭への啓発

学校等は、児童・生徒等の保護者等に対し、正確な情報を適時に提供し、感染予防と感染拡大の防止を啓発する。

- (2) 保育所・福祉関係事業所の休業等
 - ア 県は、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、保育施設等における 感染対策の実施に資する目安を示す。
 - イ 保育所・福祉関係事業所(通所・短期入所事業所等)は、施設内で患者が多く発生した場合には、季節性インフルエンザの対応に準じ、必要に応じ、その設置者が 町と相談のうえ、当該施設の臨時休業等を判断する。
- (3) 集客施設における感染防止の措置の徹底等の要請
 - ア 県は、業界団体等を経由し、又は直接事業者等に対して次の要請を行う。
 - (ア) 咳エチケット・マスク着用・手洗い・手指の消毒液の設置・うがい等の基本的な感染防止の措置。
 - (イ) 当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨。
 - イ 県は、季節性インフルエンザの対応に準じ、集客施設の休業は要請しない。
- (4) 集会・イベント等における感染防止の措置の徹底等の要請
 - ア 県は、業界団体等を経由し、又は直接事業者等に対して、咳エチケット・マスク 着用・手洗い・手指の消毒液の設置・うがい等の基本的な感染防止の措置等を要請 する。
 - イ 県は、季節性インフルエンザの対応に準じ、集会・イベント等の中止又は延期は 要請しない。

●対策レベル2

1. 地域対策・職場対策の周知

- (1) 県は、事業者に対し、従業員の出勤前の体温測定等により発熱がある者には欠勤を促し、適切な受診行動を勧めるなど、より積極的な感染対策の徹底を要請する。
- (2) 県は、地域における患者の発生状況等を踏まえ、臨時休業の判断基準を見直し、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- (3) 県は、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等については、不要不急の外来者面談を差し控えるなど、より積極的な感染対策を要請する。

2. 社会活動制限等

県は、海外発生期(県内未発生期)における対策に加え、新たに以下の対策を実施する。なお、国が緊急事態宣言を行った場合は、直ちに対策レベル3の対策に切り替える。

- (1) 学校等の臨時休業
- 「●対策レベル1」と同様
- (2) 保育所・福祉関係事業所の休業等
 - 「●対策レベル1」と同様
- (3) 集客施設における感染防止の措置の徹底等の要請

県は、業界団体等を経由し、または直接事業者等に対して対策レベル1と同様の対策に加え、従業員の出勤時の検温、体調不良時の自宅待機(有給休暇扱い)及び適切な受診行動指示等、従業員の感染を減らすとともに感染者の重症化を防ぐための措置を検討するよう要請する。

(4) 集会・イベント等における感染防止の措置の徹底等の要請

県は、業界団体等を経由し、または直接事業者等に対して対策レベル1と同様の対策に加え、従業員の出勤時の検温、体調不良時の自宅待機(有給休暇扱い)及び適切な受診行動指示等、従業員の感染を減らすとともに感染者の重症化を防ぐための措置を検討するよう要請する。あわせて、来客に対しても、咳エチケットの徹底などをより強く呼びかけることを要請する。

★対策レベル3

1. 地域対策・職場対策の周知

県は、対策レベル2に加えて、次の対策を行う。

- (1) 県は、事業者に対し、事業活動が自主的に自粛できる部門について検討し、従業員の欠勤状況などを踏まえて自粛を行うことを要請する。
- (2) 県は、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等については、施設利用者の発病を早期に発見し、速やかに適切な医療を受けられるよう要請する。

2. 社会活動制限等

県は、海外発生期(県内未発生期)における対策に加え、新たに以下の対策(「国が緊急事態宣言を行っていない又は行わない場合」、「国が緊急事態宣言を行った場合」に分けて記載)を実施する。

<国が緊急事態宣言を行っていない又は行わない場合>

国内での患者発生と国の緊急事態宣言との間には、症例の蓄積がないこと等事態の掌握が十分にできないことが原因で、時間的なズレが生じる可能性が否定できない。その患者発生が県内又は隣接府県であれば、事態不明の場合は最高レベルの対応で臨むという危機管理の原則に基づき、県は対策レベル3の対策を実施する場合がある。

また、致命率や感染力が高いにもかかわらず、国が緊急事態宣言を行わないということも、絶対にありえないとはいえない。この場合にも、県は同様の取扱いを行う。

なお、国が緊急事態宣言を行わない場合には、特措法第4章に規定する緊急事態措置は実施できない。したがって、県による事業者等への要請は、特措法第24条第9項に基づく任意のものとして行われる。

1. 県民の不要不急の外出自粛

(1) 県民に対する不要不急の外出自粛の要請

県は、原則として患者が確認された市区町の区域内に居住する県民に対し、外出・集会の自粛等により感染防止を図るよう要請する。

2. 学校等の臨時休業

(1) 臨時休業の要請

県は、原則として患者が確認された市区町単位で臨時休業を要請する。臨時休業を要請する区域は、患者の移動範囲、立寄先等を勘案し、これが広い場合には複数市区町を、逆に患者の移動が極めて限られる場合には中学校区などのより狭い区域を指定するなど、柔軟に対応する。

また、県教育委員会は、指定区域内の県立学校の臨時休業を行う。

(想定される対応例)

- ① 県内で患者が確認された場合には、患者が確認された市区町の区域に臨時休業を要請する。
- ② 児童・生徒等の居住地が広域にわたる学校等で患者が発生した場合は、学校の所在地及び患者である児童・生徒等の居住地を含む市区町の区域に臨時休業を要請する。
- ③ 患者の生活の拠点が複数の市区町にまたがり、あるいは感染可能な期間に 濃厚接触を伴う立ち寄り先がある場合は、当該市町にも臨時休業を要請す る。
- ④ 必要に応じ、通勤・通学経路にあたる市区町についても臨時休業の要請を 検討する。
- ⑤ 患者が幼稚園、小学校等の児童・生徒等で、その行動範囲が小さく限定され、外部との交流がないと判断できる場合は、臨時休業を要請する地域の範囲を中学校区単位などに縮小することも検討する。
- ⑥ 近隣府県で患者が確認された場合には、県内で患者が確認されていない場合でも臨時休業を要請する場合がある。
- (2) 児童・生徒等の出席停止等の措置の実施

県は、児童・生徒等の通学が広範囲に及ぶ私立学校等において、学校等が所在する市区町における患者の発生がない場合でも、児童・生徒等が在住する市区町において患者が確認された場合には、設置者等の判断により児童・生徒等の出席停止又は臨時休業を行うことを要請する。

(3) 臨時休業に備えた体制整備

学校等は、平成21年の新型インフルエンザ(A/H1N1)への対応経験を踏まえ、対応マニュアルの整備、ホームページやメールなども活用した児童・生徒等や保護者への連絡手段の確保など、臨時休業に備えた体制の整備を進める。県や町は、患者発生時の迅速な情報提供と学校における留意事項の提示など、患者発生時の学校等に対する支援を行う。

(4) 臨時休業の実効性の確保

県は、臨時休業による感染拡大の防止という目的を実効あるものにするため、児童·生徒等の指導について、次の事項を学校等に要請する。

- ① 臨時休業の目的、意義等について啓発すること
- ② 臨時休業中、児童・生徒同士の接触や人ごみへの外出(ゲームセンター、カラオケ店、繁華街へ児童・生徒同士で出歩くこと)を控えるよう指導すること
- ③ 加古川健康福祉事務所と連携し児童・生徒等の健康状態の把握を行うこと
- ④ 児童・生徒等本人又は家族等の同居者に発熱、呼吸器症状等の体調不良がある場合は直ちに学校に連絡するとともに、加古川健康福祉事務所に相談するよう指導すること

3. 保育所・福祉関係事業所の臨時休業等

(1) 臨時休業の要請

県は、原則として患者が確認された市区町単位で臨時休業を要請する。臨時休業を要請する区域は、患者の移動範囲、立寄先等を勘案し、これが広い場合には複数市区町を、逆に患者の移動が極めて限られる場合には中学校区などのより狭い区域を指定するなど、柔軟に対応する。

また、指定区域内の県立施設については自ら休業する。

(2) 代替措置の用意

ア 保育所においては、電話での育児・健康相談等を実施して在宅での保育を支援するとともに、医療従事者、ライフライン関係者等新型インフルエンザ等対策のために休暇取得が困難な人のために、感染防止対策を厳重に徹底した上で自所で小規模の保育を行うなど、代替措置を用意する。

イ 福祉関係事業所(通所・短期入所事業所等)においては、主たる代替措置となる訪問系サービスの提供がスムーズに行えるよう、体制を整備する。あわせて、事業者間で利用者の需要を相互に補完できるよう連携を図るとともに、ケアマネジャーの活動を強化する。また、やむを得ない理由により利用者の受入れが必要な場合には、感染防止対策を厳重に徹底した上で、例外的に通所・短期入所サービスを提供する。

4. 集客施設の臨時休業

(1) 社会経済活動の維持に必要な施設

県は、次に挙げる社会経済活動の維持に必要な施設に対し、事業を継続するため、特措法第24条第9項に基づき、来客及び従業員に係る感染対策の徹底の要請を行う。

営業を継続することにより施設利用者に感染の拡大を継続させるおそれが非常に高いと判断されるなど、公衆衛生上の問題が生じていると判断される施設については、必要に応じて営業自粛(臨時休業)要請を行う。

- ① 病院
- ② 食料品店
- ③ 銀行
- ④ 工場
- ⑤ 事務所
- ⑥ その他社会経済活動の維持に必要な施設
- (2) その他の集客施設

県は、原則として患者が確認された市区町単位で、次に掲げる施設に対し、 感染防止措置の徹底について要請を行う。この要請だけでは当該施設の利用 に起因する急速なまん延が防止できないと判断される場合には、必要に応じ て営業自粛(臨時休業)の要請を行う。このうち、大学、専修学校等に対し ては、臨時休業中の学生に対し、アルバイト、不要不急の外出及び帰省等を 控えるよう注意喚起の徹底を要請する。また、指定区域内の県立施設につい ては、自ら休業する。

- ① 劇場
- ② 運動·遊戯施設
- ③ 集会·展示施設
- ④ 大学・専修学校等
- ⑤ 百貨店(食料品売場を除く)
- ⑥ 娯楽施設等
- ⑦ その他特措法施行令第11条第1項3号から第13号までに掲げる施設

5. 集会・イベント等の自粛

県は、原則として患者が確認された市区町において、集会・イベント等を開催する者に対し、当該集会・イベント等における感染防止措置の徹底を要請する。この要請だけでは当該集会・イベント等の開催に起因する急速なまん延が防止できないと判断される場合には、必要に応じて集会・イベント等の中止又は延期の要請を行う。また、指定区域内において、県が開催する集会・イベント等については、自ら中止又は延期する。

<国が緊急事態宣言を行った場合>

国が、緊急事態宣言を行った場合、県は、特措法第 45 条に規定する感染防止のための協力要請等として、以下の対策を実施する。

1. 社会活動制限の要請等を行う期間及び区域の決定

特措法第 45 条第 1 項では、都道府県知事が住民に対して期間及び区域を定めて外出自粛等の要請をできるとされている。また、同条第 2 項では、特定の事業を行うための施設の管理者等に対して期間を定めて施設の使用制限等を要請できることとされている。県は、これらの期間及び区域については、(3)社会活動制限の要請等の実施事項で記述する要請等の実施事項に共通のものとして、次の考え方に基づき決定する。

(1) 期間:新型インフルエンザの場合は $1 \sim 2$ 週間程度とする。ただし、1 週間単位で延長することがある。

[考え方]

- ア 季節性インフルエンザの潜伏期間は2~5日間、発症から治癒までの期間はおおむね7日程度である。
- イ 新感染症は別途検討を要する。
- ウ 現時点で、将来発生する新型インフルエンザ等の「潜伏期間や治癒までの期間」を予測することは困難であり、発生した際の状況により、実施期間を設定する。
- (2) 区域:市区町単位又は二次保健医療圏域(県民局)単位とする。 [考え方]
 - ア 原則として患者が確認された市区町を実施区域とする。患者の移動範 囲、立寄先等が広い場合には、複数市区町や二次保健医療圏域(県民局) 単位で指定する。逆に、患者の移動が極めて限られる場合には、中学校区 等のより狭い区域を指定するなど、柔軟に対応する。
 - イ 高等学校や私立学校等、児童・生徒等の居住地が広域にわたる学校等で 患者が発生した場合は、学校等の所在地及び患者である児童・生徒等の居 住地を含む市区町を実施区域とする。
 - ウ 患者の生活の拠点が複数の市区町にまたがり、あるいは感染可能な期間 に濃厚接触を伴う立ち入り先がある場合は、当該市町も実施区域とするよ う検討する。
 - エ 必要に応じ、通勤・通学経路にあたる市区町についても実施区域とする よう検討する。
 - オ 患者が、幼稚園、小学校等の児童・生徒等で、その行動範囲が小さく限 定され、外部との交流がないと判断できる場合は、実施区域を中学校区単 位などに縮小することも検討する。
 - カ 近隣府県で患者が確認された場合には、県内で患者が確認されていない 場合でも実施区域を指定する場合がある。
- (3) 社会活動制限の要請等の実施事項
 - ア 県民の行動自粛

県は、特措法第 45 条第1項に基づき、県民に対し生活に必要な場合を除きみだりに外出しないこと(不要不急の外出の自粛)を要請する。

イ 学校等の臨時休業

(ア) 臨時休業の要請

県は、学校等の設置者に対し、法第45条第2項に基づき、施設の使用制限(臨時休業)の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づく指示を行う。

なお、特措法第45条に基づき、要請又は指示を行った際には、その施 設名を公表する。また、県教育委員会は、県立学校の臨時休業を行う。

(イ) 臨時休業に備えた体制整備

学校等は、平成21年の新型インフルエンザ(A/H1N1)への対応経験を踏まえ、対応マニュアルの整備、ホームページやメールなども活用した児童・生徒等や保護者への連絡手段の確保など、臨時休業に備えた体制の整備を進める。

県や町は、患者発生時の迅速な情報提供と学校における留意事項の提示など、患者発生時の学校等に対する支援を行う。

(ウ) 臨時休業の実効性の確保

県は、臨時休業による感染拡大の防止という目的を実効あるものにするため、児童・生徒等の指導について、次の事項を学校等に要請する。

- ① 臨時休業の目的、意義等について啓発すること
- ② 臨時休業中、児童・生徒同士の接触や人ごみへの外出(ゲームセンター、カラオケ店、繁華街へ児童・生徒同士で出歩くこと)を控えるよう指導すること
- ③ 加古川健康福祉事務所と連携し、児童・生徒等の健康状態の把握を行うこと
- ④ 児童・生徒等本人又は家族等の同居者に発熱、呼吸器症状等の体調不良がある場合は直ちに学校に連絡するとともに、加古川健康福祉事務所に相談するよう指導すること
- (4) 保育所・福祉関係事業所の臨時休業等

ア 臨時休業の要請

県は、保育所・福祉関係事業所(通所・短期入所事業所に限る)に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限(臨時休業)の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

なお、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名 を公表する。また、県立施設については、自ら休業する

イ 代替措置の用意(市区町単位等区域を指定して休業を行う場合)

- (ア) 保育所においては、電話での育児・健康相談等を実施して在宅での保育を支援するとともに、医療従事者、ライフライン関係者等休暇取得が困難な人のために、感染防止対策を厳重に徹底した上で自所で小規模の保育を行うなど、保育を確保する。
- (イ) 福祉関係事業所(通所・短期入所事業所等)においては、主たる代替 サービスである訪問系サービスの提供がスムーズに行えるよう、体制を 整備するとともに、事業者間連携やケアマネジャーの活動を強化する。 また、やむを得ない理由により支援が必要な場合には、感染防止対策 を厳重に徹底した上で、例外的に通所・短期入所サービスを提供する。
- (5) 集客施設の臨時休業

ア 社会経済活動の維持に必要な施設

県は、次に挙げる社会経済活動の維持に必要な施設に対し、事業を継続するため、特措法第24条第9項に基づき、来客及び従業員に係る感染対策の徹底の要請を行う。

営業を継続することにより施設利用者に感染の拡大を継続させるおそれが非常に高いと判断されるなど、公衆衛生上の問題が生じていると判断される施設については、必要に応じて特措法第24条第9項に基づき営業の自粛(臨時休業)要請を行う。

- ① 病院
- ② 食料品店
- ③ 銀行
- ④ 工場
- ⑤ 事務所
- ⑥ その他社会経済活動の維持に必要な施設

イ その他の集客施設

県は、次に掲げる施設に対し、特措法第24条第9項に基づき感染防止措置の徹底について要請を行う。この要請だけでは当該施設の利用に起因する急速なまん延が防止できないと判断される場合には、必要に応じて営業自粛(臨時休業)の要請を行う。このうち、大学、専修学校等に対しては、臨時休業中の学生に対し、アルバイト、不要不急の外出及び帰省等を控えるよう注意喚起の徹底を要請する。

これらの要請に応じず、施設の従業員又は利用者から、さらに感染が拡大するおそれがある場合など、公衆衛生上著しい問題が生じていると判断される施設で、建築物の床面積の合計が1000㎡を超えるもの又は厚生労働大臣が特に定めた1000㎡以下の施設については、必要に応じて特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限(臨時休業)又は感染防止措置の徹底の要請を行う。この要請を行うにあたっては、可能な限り、これに先立ち、同法第24条第9項に基づく要請を行い、施設管理者等の自主的な改善を促すものとする。

法第45条第2項の要請に応じない場合には、特措法第45条第3項に基づき、指示を行うことができるとされているが、この措置は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り行うものとする。

床面積が1000㎡以下の施設において、公衆衛生上の問題が生じ、特措法第45条第2項・第3項の要請・指示を行う必要があると判断される場合には、県はこれらの条項の対象施設として指定するよう厚生労働大臣に求める。

なお、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。また、県立施設については、自ら休業する。

- ① 劇場
- ② 運動・遊戯施設
- ③ 集会·展示施設
- ④ 大学·専修学校等
- ⑤ 百貨店(食料品売場を除く)
- ⑥ 娯楽施設等
- ⑦ その他特措法施行令第11条第1項3号から第13号までに掲げる施設
- (6) 集会・イベント等の自粛

県は、1. 社会活動制限の要請等を行う期間及び区域の決定により定めた 区域内において集会・イベント等を開催する者に対し、特措法第24条第9 項に基づき、当該集会・イベント等における感染防止措置の徹底を要請する。 この要請だけでは当該集会・イベント等の開催に起因する急速なまん延が防 止できないと判断される場合には、必要に応じて集会・イベント等の開催の 中止又は延期の要請を行う。

集会・イベント等を、建築物の床面積の合計が 1000 ㎡を超える施設や、厚生労働大臣が特に定めた 1000 ㎡以下の施設において開催しようとする者で、上記の要請に応じず、集会・イベント等の開催によってさらに感染者から感染が拡大するおそれがある場合など、公衆衛生上の著しい問題が生じると判断される場合は、必要に応じて特措法第 45 条第 2 項に基づき、開催の中止若しくは延期(開催の制限)又は感染防止措置の徹底を要請する。

この要請を行うにあたっては、可能な限り、これに先立ち、同法第 24 条 第 9 項に基づく要請を行い、開催者の自主的な改善を促すものとする。

法第45条第2項の要請に応じない場合には、県は特措法第45条第3項に基づき、指示を行うことができるとされているが、この措置は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り行われる。

防接

確保

対 策 等

防 ま Ň 延

床面積が 1000 ㎡以下の施設において、公衆衛生上の問題が生じるおそれ のある集会・イベント等を行おうとしている場合で、特措法第45条第2項・ 第3項の要請・指示を行う必要があると判断される場合には、県はこれらの 条項の対象施設として指定するよう厚生労働大臣に求める。

なお、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その集会・イ ベント等の開催者名や会場となる施設名を公表する。また、県が主催する集 会・イベント等については、自ら中止又は延期する。

●対策レベル1~3

1. 特定接種

海外発生期(地域未発生期)と同様、国の基本的対処方針を踏まえて、特定接種を進 める。

2. 住民接種

国の方針に従って、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時予防接種を開始する。

- (1) パンデミックワクチンが全住民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可 能になり次第、関係者の協力を得て、国が決定した接種順位に沿って接種を開始する。
- (2) 県と連携して、国からの求めに応じて、住民への接種に関する情報提供を開始する。
- (3) 接種の実施に当たり、国及び県と連携して、福祉会館・学校など公的な施設の活用 や医療機関への委託等により接種会場を確保し、原則として、町内に居住する者を対 象に集団的接種を行う。
- (4) 接種医等と連携し、予防接種後の副反応等の情報を迅速に集約するとともに、国が 接種後に行うモニタリングに協力する。

<国が緊急事態宣言を行った場合>

緊急事態宣言に基づき変更された国の基本的対処方針を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施す

また、必要に応じ県へ支援を要請する。

共通事項

1. 要援護者対策

新型インフルエンザ等にり患し、在宅で療養する際に支援が必要な患者について、患 者や医療機関等から要請があった場合には、国及び県と連携し、必要な支援を行う。

対策レベルごとの事項

●対策レベル1~2

1. 事業者への要請

国や県と連携して、町内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場 における感染対策を開始するよう要請する。

2. 物資の流通確保

(1) 住民・事業者への呼びかけ

県と協力し、住民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たって買占め等必要以 上の消費行動を起こさず冷静に行動するよう呼びかける。事業者に対しては、食料品、 生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう 要請する。

(2) マスク等の流通確保

県は、マスク等生活関連物資の不足や価格の上昇、又はそのおそれがある場合には 需給状況や価格上昇の原因を速やかに調査のうえ、流通の円滑化及び価格の安定を図 るので、町はこれに協力する。

●対策レベル3

対策レベル1及び対策レベル2の対策に加えて、次の対策を行う。

1. 物資の流通確保

事業活動、流通の機能低下等に伴う食料、生活必需品の不足が予想されることから、食料、生活必需品の価格や流通状況の監視を強化するとともに、買占め・売惜しみ等の防止を図り、流通の円滑化及び価格の安定に努める。

2. 遺体の火葬・安置

遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。

また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用し、 遺体の保存を適切に行う。火葬場の火葬能力については、県及び近隣市町と連携し、最 新の情報を共有する。

<国が緊急事態宣言を行った場合>

国が緊急事態宣言を行った場合、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。県が行う対策については、町はこれに協力する。

1. 事業者のサービス水準の低下にかかる住民への呼びかけ

県及び町は、住民に対し、新型インフルエンザ等がまん延した場合には、事業者のサービス水準が低下することがあることを許容するよう呼びかける。

2. 緊急物資の輸送要請

- (1) 県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定(地方)公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。
- (2) 県は、緊急の必要がある場合には、県と新型インフルエンザ等発生時の医薬品等の流通に係る協定に基づき、県医薬品卸業協会等に対し、医薬品又は 医療機器の配送を要請する。
- (3) 正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、県は、 必要に応じ、指定(地方)公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

3. 生活関連物資等の価格の安定等

県及び町は、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

4. 犯罪の予防・取締り

県警察及び県は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、 犯罪情報の集約に努め、県民に対する広報啓発活動を推進するとともに、県警 察は、悪質な事犯に対する取締りを行う。

5. 指定(地方)公共機関との連携

指定(地方)公共機関は、国が緊急事態宣言を行った場合には、以下に示すと おり、特措法に基づき自ら定めた業務計画を実施する責務を負っている。

県は、国の緊急事態宣言の内容や政府行動計画に基づき実施される事業継続のための法令の弾力運用等について情報共有するとともに、県対策本部への参画を求めるなど、指定(地方)公共機関と連携を図る。

(1) 電気・ガス事業者

業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給に支障を来すことなく、安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

- (2) 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町等業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置を万全に行い、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- (3) 運送事業者

業務計画で定めるところにより、体制の確認や職場における感染対策を徹底し、旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

(4) 電気通信事業者

業務計画で定めるところにより、職場における感染対策の実施や災害対策 用設備の運用等、通信を確保するために必要な措置を講ずる。

(5) 郵便事業を営む者及び一般信書便事業者 業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保や感染対策 の実施等、郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。

6. 登録事業者への要請

登録事業者は、国が緊急事態宣言を行った場合には、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施が求められる。

県は、登録事業者に対し、必要に応じ、国の緊急事態宣言の内容等について 情報提供を行う。

Ⅲ-4 地域感染期

〇地域感染期

【新型インフルエンザ等の状態】

町内又は二次保健医療圏域で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学的調査で 追えなくなった状態。

【対策の目的】

- (1) 健康被害を最小限に抑える。
- (2) 住民生活及び地域経済への影響を最小限に抑える。

【対策の考え方】

- (1) 感染拡大を留めることは困難であり、対策の主眼を、地域発生早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部のまん延防止策は実施する。
- (2) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、住民一人ひとりがとるべき行動について積極的な情報提供を行う。
- (3) 欠勤者の増大が予測されるが、住民生活・地域経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- (4) 住民接種(臨時接種)を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。

対 策 等

県対策本部は、県内のいずれかの地域で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学的調査で追えなくなったと判断できる場合は、必要に応じて県内感染期に移行した旨を認定し、当該期において行うべき対処方針を変更し、公表する。

なお、県の対処方針の決定については、原則として二次保健医療圏域ごとの状況を踏ま えて定められる。

町対策本部は、県の対処方針及び町行動計画に基づき町の対策を決定する。

<国が緊急事態宣言を行った場合>

実施体

制

国が緊急事態宣言を行った場合には、上記の対策に加え次の対策を行う。

- (1) 直ちに町対策本部を設置する。
- (2) 町が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合には、国と県が協議のうえ、特措法第38条に基づき県による代行の措置が講じられる。
- (3) 県及び町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、自らの要員や物資等に不足が生じたときは、特措法第39条及び第42条に基づき、他の地方公共団体に応援や職員の派遣を求めることができる。また町は、特措法第41条に基づき、他の地方公共団体に事務を委託することができる。

ま

ん延防

報

収

集

提

供

対 策 等

1. 情報収集

新型インフルエンザ等に関する情報を引き続き収集、確認する。

2. 情報提供

- (1) 患者の急激な増加を抑制するため、予防や発症時の対処方法等について重点的に周知する。
- (2) 県及び医師会等関係機関と連携し、不要不急の受診を控えるよう、住民に周知する。
- (3) 県知事による県内感染期への移行宣言が発出され、県対策本部より、下記の例のような感染拡大防止、医療体制の確保、社会活動維持に向けた必要な情報が提供されるので、住民に周知する。
 - ① 外出や集会の自粛要請
 - ② 外来・入院医療体制の変更等(重症患者以外は自宅療養となること等)
 - ③ 入院・在宅医療、生活支援等に関する情報

3. 相談窓口の継続

町は、相談窓口体制を継続する。

新型インフルエンザ等が疑われる者の受診については、県が公表する、専用外来及び外来協力医療機関を紹介する。

地域感染期においては、感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替えることになる。一方で、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる重症者・死亡者数が増加する可能性もある。このため、地域感染期においてもまん延防止対策を講じる。

対策レベルごとの事項

●対策レベル1~3の共通事項

1. 患者・濃厚接触者への対応

県及び町は、り患した患者については、症状が軽快しても感染力が無くなるまで外出 しないよう呼びかけを継続する。

2. 個人としての対策の啓発

住民に対し、咳エチケット・マスク着用・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本 的な感染対策等を強く勧奨する。

3. 地域対策・職場対策の周知

県と連携して、地域発生早期と同様の対策を実施するほか、患者数や欠勤者数の増加 に応じて次の対策を行う。

- (1) 事業者に対し、欠勤者の状況を踏まえて、必要不可欠な事業活動の継続と不急の事業活動の縮小を検討するよう要請する。あわせて、時差出勤についても検討するよう要請する。
- (2) 県からの要請により、町立学校等において、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を行う。

4. 社会活動の制限等

地域発生早期の対策レベル1又は対策レベル2の対策と同様に実施する。

予防・まん延防

対 策 等

<国が緊急事態宣言を行っている場合>

地域感染期においては、感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える必要がある。

このため県は、県内発生早期において期間を定めて実施している社会活動制限の実施期間の終了をもって、状況に応じ対策レベル2又は対策レベル1の対策に切り替える。町も、状況に応じて対策を切り替える。

患者数の増加に伴い、地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者が増加する可能性がある。このような状況においては、県は改めて、社会活動制限の実施期間及び実施区域を決定し、当該期間及び区域において、県内発生早期と同様の特措法に規定する緊急事態措置として社会活動制限を実施する。

対策レベルごとの事項

●対策レベル1~3の共通事項

町は、国が行う特定接種に協力するとともに、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を実施する。

<国が緊急事態宣言を行っている場合>

国が緊急事態宣言を行っている場合には、特措法第46条に基づく住民に対して、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を行う。

地域ごとの患者発生状況に応じて、対策の主眼をまん延防止から被害軽減(重症化予防) に切り替えるため、軽症者は自宅療養、重症者は入院という原則のもとに、県は医療体制 を移行する。町は対策レベル3の場合に対策を実施する。

対策レベルごとの事項

●対策レベル3

1. 在宅療養への支援

軽症者が在宅療養へと移行することに伴い、在宅療養者が増加するため、患者や医療機関から要請があった場合には、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、訪問看護サービス等の支援を行う。

<国が緊急事態宣言を行っている場合>

国が緊急事態宣言を行っている場合には、県が行う臨時の医療施設の設置に協力する。

予防接種

医療体

制

39

共通事項

1. 要援護者対策

新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する際に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援を行う。

対策レベルごとの事項

●対策レベル1~2

1. 事業者への要請

国や県と連携して、町内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を開始するよう要請する。

2. 物資の流通確保

(1)住民・事業者への呼びかけ

県と協力し、住民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たって買占め等必要以上の消費行動を起こさず冷静に行動するよう呼びかける。事業者に対しては、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

(2) マスク等の流通確保

県は、マスク等生活関連物資の不足や価格の上昇、又はそのおそれがある場合には 需給状況や価格上昇の原因を速やかに調査のうえ、流通の円滑化及び価格の安定を図 るので、町はこれに協力する。

●対策レベル3

1. 事業者への業務継続要請

県は、社会機能の維持に関わる事業者に対して、業務の継続を要請するので、町はこれに協力する。

2. 事業者支援

県は、需要の急減、社員が感染することによる生産活動の低減、事業活動の縮小・休止等に伴う事業者の経営悪化を防ぎ、早期回復を図るため、融資等の金融対策や風評の防止と県内の状況の正確な発信のための県外 PR 等を迅速かつ積極的に実施するための準備を行うので、町はこれに協力する。

3. 指定(地方)公共機関への要請

県は、指定(地方)公共機関に対し、各々が定める業務計画に基づき新型インフルエンザ等対策を実施するよう要請するので、町はこれに協力する。

4. 物資の流通確保

事業活動、流通の機能低下等に伴う食料、生活必需品の不足が予想されることから、食料、生活必需品の価格や流通状況の監視を強化するとともに、買占め・売惜しみ等の防止を図り、流通の円滑化及び価格の安定に努める。

5. 遺体の火葬・安置

遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。

また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用し、遺体の保存を適切に行う。火葬場の火葬能力については、県及び近隣市町と連携し、最新の情報を共有する。

<国が緊急事態宣言を行っている場合>

国が緊急事態宣言を行っている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、地域発生早期と同様の対策を行う。また、地域感染期においては、これらに加えて、次の7.新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援及び8.埋葬・火葬の特例等の対策を行う。県が行う対策については、町はこれに協力する。

1. 事業者のサービス水準の低下にかかる住民への呼びかけ

県及び町は、住民に対し、新型インフルエンザ等がまん延した場合には、事業者のサービス水準が低下することがあることを許容するよう呼びかける。

2. 緊急物資の輸送要請

- (1) 県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定(地方)公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。
- (2) 県は、緊急の必要がある場合には、県と新型インフルエンザ等発生時の医薬品等の流通に係る協定に基づき、県医薬品卸業協会等に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。
- (3) 正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、県は、必要に応じ、指定(地方)公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

3. 生活関連物資等の価格の安定等

県及び町は、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

4. 犯罪の予防・取締り

県警察及び県は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、 犯罪情報の集約に努め、県民に対する広報啓発活動を推進するとともに、県警 察は、悪質な事犯に対する取締りを行う。

5. 指定(地方)公共機関との連携

指定(地方)公共機関は、国が緊急事態宣言を行った場合には、以下に示すと おり、特措法に基づき自ら定めた業務計画を実施する責務を負っている。

県は、国の緊急事態宣言の内容や政府行動計画に基づき実施される事業継続のための法令の弾力運用等について情報共有するとともに、県対策本部への参画を求めるなど、指定(地方)公共機関と連携を図る。

- (1) 電気・ガス事業者
 - 業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給に支障を来すことなく、安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- (2) 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町等業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置を万全に行い、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- (3) 運送事業者

業務計画で定めるところにより、体制の確認や職場における感染対策を徹底し、旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

(4) 電気通信事業者

業務計画で定めるところにより、職場における感染対策の実施や災害対策用設備の運用等、通信を確保するために必要な措置を講ずる。

(5) 郵便事業を営む者及び一般信書便事業者 業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保や感染対策 の実施等、郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。

6. 登録事業者への要請

登録事業者は、国が緊急事態宣言を行った場合には、医療の提供並びに国民 生活及び国民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施が求められる。

県は、登録事業者に対し、必要に応じ、国の緊急事態宣言の内容等について 情報提供を行うなど、業務継続についての要請を行う。

7. 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

国からの要請を受けて、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援、搬送、死亡時の対応等を行う。

8. 埋葬・火葬の特例等

- (1) 埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上、緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や機関においては、いずれの市町においても埋火葬の許可を受けられるとともに、特に緊急の必要があると認められるときは、埋火葬の許可を要しない等の特例(特措法56条)が設けられるので、町は当該特例に基づき埋火葬に係る手続きを行う。
- (2) 死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、県からの要請を受け、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- (3) 県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。
- (4) 県が、埋葬又は火葬を迅速に行うため必要があると認めるときは、県が行うこととなっている下記の事務の一部を行う。
 - ア 新型インフルエンザ等緊急事態において、死亡者の数に火葬場の火葬能力が追いつかず、火葬を行うことが困難な状態にあり、火葬の実施までに長期間を要し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるときは、新型インフルエンザ等に感染した遺体に十分な消毒等を行った上で、墓地に一時的に埋葬することを考慮する。
 - イ 上記の際には、あらかじめ、新型インフルエンザ等に起因して死亡した ことを確認の上、遺族の意思を確認するものとする。また、近隣に埋葬可 能な墓地がない場合には、転用しても支障がないと認められる公共用地等 を臨時の公営墓地とした上で、当該墓地への一時的な埋葬を認めるなど、 公衆衛生を確保するために必要となる措置を、状況に応じて検討する。

Ⅲ-5 小康期

〇 小康期

【新型インフルエンザ等の状態】

新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準までとどまっている状態。

【対策の目的】

住民生活及び地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

【対策の考え方】

- (1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- (2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について住民に情報提供する。
- (3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- (4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民への予防接種を進める。

	対 策 等
実施体制	実施体制について、評価、検討し、必要に応じ体制の見直しを行う。 1. 町の体制 町は、緊急事態解除宣言が行われたときは、町対策本部を廃止し、状況に応じて、第二波の流行に備えた警戒体制に移行するなど、適切に対応する。 2. 対策の分析・評価 町は、実施した対策に関する評価を行い、必要に応じ行動計画や事務内容の見直しを行う。
情報収集・提供	情報収集・提供として実施した対策について、評価、検討し対策の見直しを行う。 1. 情報提供 (1) 県が安心宣言を発出したときは、住民に対しこれを周知する。 (2) 流行の第二波に備え、住民への情報提供と注意喚起を行う。 (3) あらゆる機会を通じて広報等を図るなど、風評被害の防止に努める。 2. 相談窓口の縮小・閉鎖 状況を見ながら、相談窓口体制を縮小・閉鎖する。
予防・まん延防止	予防・まん延防止として実施した対策について、評価、検討し対策の見直しを行う。 1. 社会活動の制限等 海外発生期(地域未発生期)と同様の対策に切り替え、第二波の発生に備えて、対策内容の見直しを行う。 地域感染期において、社会活動制限の要請を行い、その実施期間中である場合は、実施期間を変更して当該要請を終了し、関係機関・関係団体等へ周知する。

	対策等
予防・まん延防止	<国が緊急事態宣言を行っている場合> 国が緊急事態宣言を行っている場合には、必要に応じ、国及び県と連携し、流行の第二波に備えて、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進める。
予防接種	流行の第二波に備え、国及び県と連携して予防接種法第6条第3項に基づく住民接種を 進める。
	医療体制として実施した対策について、評価、検討し対策の見直しを行う。
医療体制	<国が緊急事態宣言を行っていた場合> 国が緊急事態宣言を行っていた場合は、必要に応じ、地域感染期に講じた対策を適宜、縮小・中止する。
	地方(指定)公共機関と共に、住民生活及び地域経済の安定の確保として実施した対策 について、評価、検討し対策の見直しを行う。県が行う対策については、町はこれに協力 する。
住	1. 事業の再開 (1) 県は、事業者に対し、流行状況を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨を周知する。 (2) 県は、社会機能の維持に関わる事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。
住民生活及び地	2. 要援護者対策 新型インフルエンザ等にり患し、在宅で療養する際に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援を行う。
域経	<国が緊急事態宣言を行っていた場合>
活及び地域経済の安定の確保	国が緊急事態宣言を行っていた場合には、以下の対策を行う。県が行う対策に ついては、町はこれに協力する。
での確保	1. 業務の再開 (1) 県は国と連携し、事業者に対して、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業 継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開 しても差し支えない旨周知する。 (2) 県は、国が実施する指定(地方)公共機関及び登録事業者に対する被害状 況等の確認に協力する。
	2. 緊急事態措置の縮小・中止等 国及び県と連携し、町内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、特措法に基づく緊急事態措置を縮小・中止する。